

東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 課税処分取消請求事件

国側当事者・国（行田税務署長）

平成26年2月12日却下・棄却・控訴

判 決

原告 有限会社A

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 鈴木 裕史

被告 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一

処分行政庁 行田税務署長

熊崎 文夫

被告指定代理人 大西 勝

ほか別紙1 指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分を却下する。
- 2 本件訴えのその余の部分に係る原告の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 行田税務署長が平成22年8月27日付けで原告に対してした原告の平成19年9月1日から平成20年8月31日までの事業年度（以下「平成20年8月期」という。）に係る法人税の更正の処分（ただし、行田税務署長が平成22年12月22日付けで原告に対してした決定（以下「本件異議決定」という。）により一部取り消された後のもの。以下、この一部取消しの前後を問わず、上記更正の処分を「平成20年8月期法人税更正処分」という。）及び重加算税の賦課決定処分（以下「平成20年8月期法人税賦課決定処分」という。）を取り消す。
- 2 行田税務署長が平成22年8月27日付けで原告に対してした原告の平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度（以下「平成21年8月期」といい、平成20年8月期と総称するときは、「本件各事業年度」という。）に係る法人税の更正の処分（ただし、本件異議決定により一部取り消された後のもの。以下、この一部取消しの前後を問わず、上記更正の処分を「平成21年8月期法人税更正処分」といい、平成20年8月期法人税更正処分と総称するときは「本件各法人税更正処分」という。）及び重加算税の賦課決定処分（以下、「平成21年8月期法人税賦課決定処分」といい、平成20年8月期法人税賦課決定処分と総称するときは「本件法人税各賦課決定処分」という。また、本件各法人税更正処分と本件法人税各賦課決定処分を総称するときは「本件各法人税更正処分等」という。）を取り消す。
- 3 行田税務署長が平成22年8月27日付けで原告に対してした原告の平成20年6月1日か

ら同年8月31日までの課税期間（以下「平成20年8月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の更正の処分（以下「平成20年8月課税期間消費税等更正処分」という。）並びに重加算税の賦課決定処分（以下「平成20年8月課税期間消費税等賦課決定処分」という。）を取り消す。

- 4 行田税務署長が平成22年8月27日付けで原告に対してした原告の平成20年9月1日から同年11月30日までの課税期間（以下「平成20年11月課税期間」という。）の消費税等の更正の処分（以下「平成20年11月課税期間消費税等更正処分」という。）及び重加算税の賦課決定処分（以下「平成20年11月課税期間消費税等賦課決定処分」という。）を取り消す。
- 5 行田税務署長が平成22年8月27日付けで原告に対してした原告の平成21年3月1日から同年5月31日までの課税期間（以下「平成21年5月課税期間」といい、平成20年8月課税期間及び平成20年11月課税期間と総称するときは「本件各課税期間」という。）の消費税等の更正の処分（以下「平成21年5月課税期間消費税等更正処分」といい、平成20年8月課税期間消費税等更正処分及び平成20年11月課税期間消費税等更正処分と総称するときは「本件各消費税等更正処分」という。）及び重加算税の賦課決定処分（以下「平成21年5月課税期間消費税等賦課決定処分」といい、平成20年8月課税期間消費税等賦課決定処分及び平成20年11月課税期間消費税等賦課決定処分と総称するときは「本件消費税等各賦課決定処分」という。また、本件各消費税等更正処分と本件消費税等各賦課決定処分を総称するときは「本件各消費税等更正処分等」という。）を取り消す。
- 6 行田税務署長が平成22年8月27日付けで原告に対してした平成21年1月から平成21年6月までの期間（以下「本件期間」という。）分の源泉徴収に係る所得税（以下「源泉所得税」という。）の納税告知処分（ただし、本件異議決定により一部取り消された後のもの。以下、この一部取消しの前後を問わず、上記告知処分を「本件告知処分」といい、本件各法人税更正処分及び本件各消費税等更正処分と総称するときは「本件各処分」という。）並びに不納付加算税及び重加算税の各賦課決定処分（以下「本件源泉所得税各賦課決定処分」といい、本件告知処分と総称するときは「本件告知処分等」という。また、本件法人税各賦課決定処分、本件消費税等各賦課決定処分及び本件源泉所得税各賦課決定処分を総称するときは「本件各賦課決定処分」といい、本件各法人税更正処分等、本件各消費税等更正処分等及び本件告知処分等を総称するときは「本件各処分等」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、行田税務署長が、原告の代表者（以下「原告代表者」という。）及び原告の取締役であつて原告代表者の妻である乙（以下「原告代表者妻」といい、原告代表者と総称するときは「原告代表者ら」という。）が平成21年4月24日に購入した別紙3物件目録記載の土地及び建物（以下「本件不動産」という。）に係る売買代金の原資が原告に帰属する金員によるものであるとして、本件各処分等をしたのに対し、原告が、①本件不動産の購入資金は、原告代表者が第三者から個人的に借り入れるなどして準備した金員であつて、原告に帰属する金員によるものではない、②平成21年12月から平成22年8月にかけて行田税務署職員がした法人税、消費税及び所得税に関する調査（以下「本件調査」という。）は、原告に実質的に反論の機会を与えないままに実施されたものであるから、本件各処分等は適正な手続を経ていないなどと主張し、本件各処分の取消しを求める事案である。

- 1 前提事実（証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがないか、当事者において争うことを

明らかにしない事実である。以下「前提事実」という。)

(1) 原告及び原告を巡る客観的事実

ア 原告について

原告は、自動車及び中古自動車の輸出入及び販売等を目的として平成8年9月●日に成立した有限会社である。原告の取締役には、原告代表者（平成12年2月●日以降は代表取締役に就任している。）及び原告代表者妻が就任していた（乙2）。

原告は、同年10月31日、当時の原告の納税地を所轄していた大和税務署長に対し、法人税の申告について、青色の申告書により提出することについての申請書を提出した。また、原告は、平成13年9月28日、大和税務署長に対し、消費税等の課税期間について、平成15年法律第8号による改正前の消費税法19条1項4号の規定する期間を3か月ごとの期間に短縮する旨の届出書を提出した。（乙15、16）

イ 原告名義の銀行預金口座について

原告は、平成17年9月1日から平成18年8月31日までの事業年度以降平成21年8月期までの各事業年度について、株式会社B銀行（ただし、平成●年●月●日までは株式会社C銀行。以下、株式会社D銀行との合併（平成●年●月●日）の前後を問わず「B銀行」という。）大和支店の原告名義の普通預金口座（口座番号が「」のものの。以下「本件申告預金口座」という。）に振り込まれた金員の額を原告の益金の額に算入すべき金額に含まれるものとしてそれぞれ法人税の確定申告をするとともに、本件申告預金口座の出入金額を基に総勘定元帳を作成していた（乙3の1ないし4、5ないし8）。

また、原告は、平成20年6月13日、株式会社E銀行（以下「E銀行」という。）港北ニュータウン支店に原告名義の普通預金口座（乙9。以下「本件普通預金口座」という。）及び外貨普通預金口座（乙10。以下「本件外貨普通預金口座」といい、本件普通預金口座と総称するときは「本件各口座」という。）を開設したが、平成21年5月15日に解約した。なお、本件各口座に係る入金（以下「本件各金員」という。）の概要（送金年月日、送金額、送金名義人、支払明細）は、別表1-1及び2各記載のとおりである。（乙9、10、11の1ないし22）

(2) 本件不動産の購入等

原告代表者らは、平成21年3月20日、本件不動産の所有者であった丙（以下「丙」という。）との間で、本件不動産の売買代金を7000万円（うち1400万円については、手付として、同日に支払うものとする。）とすること等を内容とする売買契約（以下「本件売買契約」といい、同契約に係る契約書を「本件売買契約書」という。）を締結した。

原告代表者らは、同月19日に本件普通預金口座の1400万円をもってE銀行に対しいわゆる自己宛小切手の振出しを依頼し、これを上記の手付に充当したほか、同年4月24日に5500万円を本件普通預金口座から丙名義のE銀行の預金口座に振替送金（なお、その際、送金手数料420円をE銀行に支払っている。）をして本件不動産の売買代金の一部に充当した。なお、同日、上記の5500万円の振替送金の前に本件普通預金口座に845万円が預け入れられている。（乙9、12、13）

(3) 本件訴えの提起に至る経緯

ア(ア) a (a) 原告は、平成20年10月22日、行田税務署長に対し、所得の金額及び納付すべき税額をいずれも零円、繰越欠損金の当期控除額を295万0151円、翌期

へ繰り越すべき欠損金額を120万7689円等とする平成20年8月期の法人税の確定申告をしたが、本件普通預金口座に入金された金員の一部（平成20年7月31日に入金された1万6500円及び同年8月28日に入金された103万円）について、原告に係る売上げ又は雑収入の各計上漏れであったことを理由に、平成21年9月25日、繰越欠損金の当期控除額を388万5851円、翌期へ繰り越すべき欠損金額を27万1989円とする修正申告をした（乙7、9、19）。

(b) 原告は、平成21年10月23日、行田税務署長に対し、欠損金額を545万9982円、納付すべき税額を零円、翌期へ繰り越すべき欠損金額を573万1971円等とする平成21年8月期の法人税の確定申告をした（乙8）。

b 行田税務署長は、平成22年8月27日、①原告の平成20年8月期の法人税について、所得の金額を2606万9424円、納付すべき税額を718万0700円、繰越欠損金の当期控除額を415万7840円等とする更正の処分（平成20年8月期法人税更正処分）及び同法人税に係る重加算税の額を251万3000円とする重加算税の賦課決定処分（平成20年8月期法人税賦課決定処分）並びに②原告の平成21年8月期の法人税について、所得の金額を2325万1056円、納付すべき税額を601万5300円等とする更正の処分（平成21年8月期法人税更正処分）及び同法人税に係る重加算税の額を210万3500円とする重加算税の賦課決定処分（平成21年8月期法人税賦課決定処分）をした。

(イ) a (a) 原告は、平成20年10月22日、行田税務署長に対し、平成20年8月課税期間の消費税等の課税標準額を23万5000円、仕入税額控除の額を452万0725円、還付金の額に相当する消費税額を451万1325円、還付金の額に相当する譲渡割額を112万7831円等とする平成20年8月期課税期間の消費税等の確定申告をしたが、平成21年9月25日、課税標準額を121万6000円、仕入税額控除の額を447万1201円、還付金の額に相当する消費税額を442万2561円、還付金の額に相当する譲渡割額を110万5640円等とする修正申告をした（乙20）。

(b) 原告は、平成21年1月26日、行田税務署長に対し、平成20年11月課税期間の消費税等の課税標準額を767万2000円、仕入税額控除の額を339万1421円、還付金の額に相当する消費税額を308万4541円、還付金の額に相当する譲渡割額を71万1135円等とする平成20年11月課税期間の消費税等の確定申告をした（乙21）。

(c) 原告は、平成21年7月29日、行田税務署長に対し、平成21年5月課税期間の消費税等の課税標準額を62万2000円、仕入税額控除の額を127万2563円、還付金の額に相当する消費税額を124万7683円、還付金の額に相当する譲渡割額を31万1920円等とする平成21年5月課税期間の消費税等の確定申告をした（乙22）。

b 行田税務署長は、平成22年8月27日、①平成20年8月課税期間の消費税等の課税標準額を2731万円、仕入税額控除の額を447万1690円、還付金の額に相当する消費税額を337万9290円、還付金の額に相当する譲渡割額を84万4822円等とする更正の処分（平成20年8月課税期間消費税等更正処分）及び平成

20年8月課税期間の消費税等に係る重加算税の額を45万5000円とする重加算税の賦課決定処分（平成20年8月課税期間消費税等賦課決定処分）、②平成20年11月課税期間の消費税等の課税標準額を1570万6000円、仕入税額控除の額を340万0771円、還付金の額に相当する消費税額を277万2531円、還付金の額に相当する譲渡割額を69万3132円等とする更正の処分（平成20年11月課税期間消費税等更正処分）及び平成20年11月課税期間の消費税等に係る重加算税の額を13万6500円とする重加算税の賦課決定処分（平成20年11月課税期間消費税等賦課決定処分）並びに③平成21年5月課税期間の消費税等の課税標準額を2374万2000円、仕入税額控除の額を127万2563円、還付金の額に相当する消費税額を32万2883円、還付金の額に相当する譲渡割額を8万0720円等とする更正の処分（平成21年5月課税期間消費税等更正処分）及び平成21年5月課税期間の消費税等に係る重加算税の額を40万2500円とする重加算税の賦課決定処分（平成21年5月課税期間消費税等賦課決定処分）をした。

（ウ） 行田税務署長は、平成22年8月27日、原告に対し、本件期間の源泉所得税の額を1727万9832円とする納税告知処分（本件告知処分）並びに不納付加算税の額を151万円及び重加算税の額を75万9500円とする各賦課決定処分（本件源泉所得税各賦課決定処分）をした。

イ 原告は、平成22年10月24日、行田税務署長に対し、本件各処分等について異議申立てをしたところ、行田税務署長は、同年12月22日、原告に対し、本件各法人税更正処分及び本件告知処分の一部を取り消し、その余の異議申立てをいずれも棄却する旨の決定（本件異議決定）をした。

ウ 原告は、平成23年1月25日、国税不服審判所長に対し、本件異議決定を経た後の本件各処分等になお不服があるとして審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年11月9日、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。

エ 原告は、平成24年4月25日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

2 本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

後記4に掲げるほか、別紙4「本件各処分等の根拠及び適法性」に記載のとおりである（なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

3 争点

- (1) 本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分の適法性（争点1）
- (2) 本件各金員が原告に帰属するものであるか否か（争点2）
- (3) 本件調査の手続の違法等が本件各処分等の取消事由となるか否か（争点3）

4 争点に関する当事者の主張の要点

- (1) 本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分の適法性（争点1）について（被告の主張の要点）

原告は、本件各法人税更正処分及び本件各消費税等更正処分について、原告がした法人税又は消費税等の各確定申告及び修正申告における納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額を超えない部分（別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分）を含めて取消しを求めるものと解される。

ところで、いわゆる申告納税制度の下において、納付すべき税額等は、納税者のする申告に

より確定することを原則とし（通則法15条及び16条）、納税申告書を提出した者は、申告により一旦確定した課税標準等又は税額等を自己に有利に変更しようとする場合には、更正の請求をする必要がある（同法23条）。

そして、納税者側からの自己に有利に申告の是正を求めるための方法として、通則法が専ら更正の請求の手續に関する規定を設けた趣旨に照らせば、納税者が申告に係る納付すべき税額が過大であるなどとしてその誤りを是正するためには、原則として更正の請求の手續によらなければならないのであり（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同57年2月23日第三小法廷判決・民集36巻2号215頁参照）、この手續を執ることなく、更正処分のうち申告額を超えない部分の取消しを求めることは、訴えの利益を欠くものとして許されないというべきである。

そうすると、原告は、本件各事業年度の法人税及び消費税等の各確定申告及び修正申告を行った後、本件各事業年度の法人税及び消費税等について更正の請求を行っていないのであるから、本件各法人税更正処分及び本件各消費税等更正処分のうち確定申告又は修正申告により既に確定している税額等を超えない部分の取消しを求める部分の訴えについては、訴えの利益を欠き、不適法というべきである。

したがって、本件訴えのうち、別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分は、訴えの利益を欠く不適法なものであるから、却下されるべきである。

（原告の主張の要点）

被告の主張については、知らないし否認する。

(2) 本件各金員が原告に帰属するものであるか否か（争点2）について

（被告の主張の要点）

ア 本件各金員に係る客観的な事実関係からの推認

（ア） 本件各金員の送金理由がいわゆる中古重機の代金等であること

原告は、中古自動車の輸出入等を営む有限会社であり、E銀行が本件各口座に対する海外の顧客が依頼した送金を同銀行が受ける取引（いわゆる被仕向送金）につき作成した送金が到着した旨を案内する書面（乙11の1ないし22。以下「本件入金案内」という。）の「支払明細」欄には「USED WHEEL LOADER」（中古ホイールローダー）、「IMPORT OF SPARE PARTS」（交換部品の輸入）等と記載されていることからすれば、本件各金員は、原告の事業に関する中古重機や交換部品の代金に係る金員であるといえ、このことは、原告の総勘定元帳及び被仕向送金計算書に、輸入売上げとして現に中古重機や交換部品の代金が計上されていることから明らかなである。なお、次の（イ）に述べるように、本件各金員の送金者は、いずれも原告の取引先であるから、本件入金案内の「支払明細」欄が空白であることは、原告の売上代金の支払であるとの認定を妨げない。

（イ） 本件各金員を送金した者が原告の事業上の取引先であること

次のとおり、本件入金案内、原告の取引に係るB銀行発行の「外国送金・本支店間外貨送金計算書（被仕向送金）」（乙23ないし27。以下「本件送金計算書」という。）及び原告の総勘定元帳の記載事項と本件各金員に係る本件各口座への送金状況を併せて考慮すれば、本件各金員は、原告の業務上の取引先から送金されたものであり、原告の売上代

金の送金であることは明らかである。

a 丁について

「丁」は、①2008年（平成20年）7月4日に1万4445米ドル、②同月30日に8万9940米ドル、③同年9月16日に1万5945米ドル及び④同年11月5日に1万5345米ドルを、それぞれ本件外貨普通預金口座に送金しているところ、当該各送金に係る本件入金案内の「支払明細」欄には、いずれも「USED WHEEL LOADER」（中古ホイールローダー）と記載されている（乙10、11の10ないし12・14ないし22）上、本件送金計算書（乙23）の「送金人」欄には本件入金案内の「送金人」欄と同じ「丁」との記載があることからすれば、上記①ないし④の金員を本件外貨普通預金口座に送金した者と本件送金計算書に記載された取引により本件申告預金口座に送金した者は同一であると認められる。これに加え、本件送金計算書に係る取引については、原告の総勘定元帳（乙3の1ないし4）の輸出売上げの科目に計上されていることからすれば、「丁」は原告の事業上の取引先と認められる。

本件入金案内及び本件送金計算書によれば、「丁」から本件申告預金口座及び本件外貨普通預金口座に、継続的に送金されていることが認められるのであり、「丁」は原告との取引を継続的に行っているといえる。そして、同人から、本件外貨普通預金口座への送金があった同年7月4日から同年11月5日までの間は、本件申告預金口座への送金がないことからすれば、同人による同年7月4日から同年11月5日までの本件外貨普通預金口座への送金も、原告との間の継続的な取引に基づく送金と考えるのが自然である。

したがって、本件外貨普通預金口座へ振り込まれた上記①ないし④の金員は、原告の売上代金の送金であると認めるのが相当である。

b Gについて

「G」は、平成21年3月11日に、869万1303円を本件普通預金口座に送金している（乙9、11の3・4）ところ、原告の取引に係る本件送金計算書（乙24）の「送金人」欄には「G」との記載があり、本件入金案内（乙11の3・4）の「送金人」欄の「G」と同一の社名と認められるから、本件普通預金口座に送金した者と本件送金計算書（乙24）に記載された取引により本件申告預金口座に送金している者は同一であると認められ、本件送金計算書（乙24）に係る取引については、原告の総勘定元帳（乙3の2・3）の輸出売上げの科目に計上されていることも合わせ考慮すれば、「G」は原告の事業上の取引先と認められる。

本件送金計算書（乙24）及び本件入金案内（乙11の3）によれば、「G」から本件申告預金口座及び本件普通預金口座に、複数回にわたって送金されていることが認められるところ、総勘定元帳（乙3の2・3）に記載されている本件申告預金口座への送金額は約240万円から約660万円（乙24）であるのに対し、本件普通預金口座への送金額は約870万円であり（乙11の3・4）、大きな違いはないから、本件普通預金口座への送金も、総勘定元帳に記載されている本件申告預金口座への送金と原告との間の同種の取引に基づく送金と考えるのが自然である。

したがって、本件普通預金口座へ振り込まれた上記金員は、原告の売上代金の送金であると認めるのが相当である。

c Hについて

「H」は、平成21年3月13日に、459万5000円を本件普通預金口座に送金している(乙9、11の5・6)ところ、原告の取引に係る本件送金計算書(乙25)の「送金人」欄には本件入金案内(乙11の5)の「送金人」欄と同じ「H」との記載があることからすれば、本件普通預金口座に送金した者と本件送金計算書(乙25)に記載された取引により本件申告預金口座に送金した者は同一であると認められる。これに加え、本件送金計算書(乙25)に係る取引については、原告の総勘定元帳(乙3の1ないし3)の輸出売上げの科目に計上されていることを考慮すれば、「H」は、原告の事業上の取引先であると認められる。

本件入金案内(乙11の5・6)及び本件送金計算書(乙25)によれば、「H」から本件申告預金口座及び本件普通預金口座に継続的に送金されていることが認められるのであり、「H」は、原告との取引を継続的に行っていたものといえる。そして、本件普通預金口座への送金の前後において、本件申告預金口座への送金がされていることからすれば、本件普通預金口座への送金も、原告との間の継続的な取引に基づく入金と考えるのが自然である。

したがって、本件普通預金口座へ振り込まれた上記金員は、原告の売上代金の送金であると認めるのが相当である。

d Iについて

「I」は、平成21年4月15日に、524万4752円を本件普通預金口座に送金しているところ(乙9、11の7・8)、本件入金案内の「支払明細」欄には、「/RFB/A. P. FOR IMPORTING EQUIPMENT」と機器の輸入を示す記載がされているから(乙11の7)、上記の送金は、機器の売買代金の送金と考えられる上、原告の取引に係る本件送金計算書(乙26)の「送金人」欄に「I」又は「I」と記載され、本件入金案内の「送金人」欄の記載と同一であることからすれば、本件普通預金口座に送金した者と本件送金計算書(乙26)に記載された取引により本件申告預金口座に送金した者は同一であると認められる。これに加え、本件送金計算書(乙26)に係る取引については、原告の総勘定元帳(乙3の3・4)の輸出売上げの科目に計上されていることを考慮すれば、「I」は、原告の事業上の取引先であると認められる。

本件入金案内(乙11の7)及び本件送金計算書(乙26)によれば、「I」から本件申告預金口座及び本件普通預金口座に継続的に送金されていることが認められ、本件普通預金口座への送金の前後において総勘定元帳に記載された本件申告預金口座への送金が継続的に行われていることからすれば、本件普通預金口座に送金された上記の金員も、事業上の取引によるものと認められる。

したがって、本件普通預金口座へ振り込まれた上記金員は、原告の売上代金の送金と認めるのが相当である。

e Jについて

「J」は、平成21年4月20日に、574万4127円を本件普通預金口座に送金している(乙9、11の9)ところ、原告の取引に係る本件送金計算書(乙27)の「送金人」欄と本件入金案内(乙11の9)の「送金人」欄の記載は同一の社名と認められ

ることを考慮すれば、本件普通預金口座に送金した者と本件送金計算書（乙２７）により本件申告預金口座に送金している者は同一であると認められる。これに加え、本件送金計算書（乙２７）に係る取引については、原告の総勘定元帳（乙３の１ないし４）の輸出売上げの科目に計上されていることからすれば、「Ｊ」は、原告の事業上の取引先であると認められる。

本件送金計算書（乙２７）及び本件入金案内（乙１１の９）によれば、「Ｊ」から本件申告預金口座及び本件普通預金口座に複数回にわたって送金されていることが認められるところ、総勘定元帳（乙３の１ないし４）に記載されている本件申告預金口座への送金額は約７８万円から約１１９０万円（乙２７）であるのに対し、本件普通預金口座への送金額は約５７０万円であり（乙１１の９）、事業上の取引額との違いはないから、本件普通預金口座に送金された上記の金員も、総勘定元帳に記載されている本件申告預金口座への送金と同種の取引に基づく送金と考えるのが自然である。

したがって、本件普通預金口座へ振り込まれた上記金員は、原告の売上代金の送金であると認めるのが相当である。

f Kについて

Kは、平成２０年９月１６日に、５２７万１５００円を本件普通預金口座（乙９）に送金している（乙１１の２）。本件入金案内（乙１１の２）の「送金人」欄には「Ｌ」と記載（ただし、原告代表者妻によれば、「Ｌ」は、両替商かなにかで原告の売上先ではない。乙２８の２枚目５(7)参照。）されているが、「支払明細」欄に「Ｋ」との記載がある。

原告の取引に係る本件送金計算書（乙２９）の「送金人」欄、「メッセージ」欄及び「送金銀行」欄と本件入金案内（乙１１の２）の「送金人」欄、「支払明細」欄及び「依頼銀行」欄の記載が同一であることからすれば、本件普通預金口座に送金した者と本件送金計算書（乙２９）に記載された取引より本件申告預金口座に送金した者は同一であると認められる。これに加え、「Ｋ」は、原告の総勘定元帳（乙３の２）の輸出売上げの科目に計上される取引を行っていることからすれば、「Ｋ」は原告の事業上の取引先と認められる。

そして、本件送金計算書（乙２９）の「メッセージ（MESSAGE）」欄を見ると、「TRADING MACHINERY PARTS」と機械部品を示す記載がされているところ、上記の本件入金案内の「支払明細」欄にも、「IMPORT OF SPARE PARTS」と交換部品の輸入を示す記載がされていることに照らせば、本件普通預金口座に送金された上記の金員は、事業上の取引先である「Ｋ」との間で行われた交換部品の売買代金の送金であることは明らかである。

したがって、本件普通預金口座へ振り込まれた上記金員は、原告の売上代金の送金であると認めるのが相当である。

イ 本件各口座に関する事実からの推認

(ア) 本件各口座が原告名義であること

本件各口座は、原告名義で開設されているところ、租税法においては、法人と個人が別の納税義務の主体とされることから、法人と個人の経理は明確に区分経理されることが求められ、原告名義の口座へ入金された金員が原告代表者に帰属するのであれば、その根拠

を明らかにすることが求められる。しかるに、原告代表者は、B銀行大和支店に原告代表者名義の外貨普通預金口座を開設し、個人的な借入金を受け取る銀行預金口座を有していた（乙32の2）のであり、本件各口座を新たに開設して本件各金員の振込先とする合理的な理由は見当たらない。

（イ） 本件普通預金口座が原告の事業に係る金員の出入金のために利用されていたこと

a 原告は、本件普通預金口座に入金された金員のうち、平成20年7月31日に入金された金員（1万6500円）及び同年8月28日に入金された金員（103万円）については、原告に係る売上げ又は雑収入の各計上漏れであったとして、平成20年8月期に係る法人税の修正申告をしているのであり、本件普通預金口座は、原告の事業に係る入金される預金口座として利用されていたものである。また、原告は、平成20年10月29日、本件普通預金口座から、原告の営む事業に係る仕入代金24万円を振込送金しているのであり、本件普通預金口座が原告の事業に係る出金される預金口座としても利用されていたものである。

b 本件普通預金口座には、中古建設機械の輸出入等を営む株式会社Mや中古建設機械に係る会員制オークションを主催するN株式会社からの入金もあるところ、これらの会社が原告の取引先や同業者であることに照らすと、本件普通預金口座に入金された金員は、原告の事業に関連する金員とみるのが相当である。

（ウ） 本件各口座の開設目的が原告代表者らによる本件不動産の取得にあったと推認されること

本件各口座は、平成20年6月13日に開設されたものであるところ、その後、原告の事業に関連する振込入金が継続的にされ、平成21年3月19日に1400万円及び同年4月24日に5500万0420円という本件不動産の売買に関する出金された後、同年5月15日に解約されている。このような状況に鑑みれば、本件各口座は、原告代表者が、原告に帰属すべき金員から本件不動産を取得する資金を調達するために開設した口座と推認することができる。

ウ 原告が提出した契約書が信用することのできないものであること

（ア） 原告が平成21年6月23日に行田税務署の職員に対して提出した金銭消費貸借契約書2通（以下、原告が1904万0150円の貸付けを受けた旨が記載された契約書（乙17の1）を「本件A契約書」、原告が1000万円の貸付けを受けた旨が記載された契約書（乙17の2）を「本件B契約書」とそれぞれいい、本件A契約書と本件B契約書を総称するときは「本件契約書」という。）の内容が不自然であること

原告は、本件各金員が原告代表者の個人的な借入金であることの根拠として、平成21年5月から同年9月にかけて行田税務署の職員が行った原告に対する所得税、法人税及び消費税に関する調査（以下「前回調査」という。）において、本件契約書（乙17の1・2）を提出したが、同契約書は、以下に述べるとおり、その記載自体が不自然であり、後日作成されたことが疑われるなど、本件各金員が原告代表者の個人的な借入金であることを裏付けるものとはなり得ないというべきである。

a 契約金が円建てであること

本件A契約書における契約金額は2200万円、本件B契約書における契約金額は1000万円と契約金額がいずれも円建てとなっているところ、円建てで貸付けや返済が

なされることにより、外国に居住する又は外国人である貸主が為替変動リスクやその後の自国通貨への為替交換手数料の負担を負うことになるから、不自然である。

- b 本件A契約書に係る送金は時期を異にし、同契約書に記載された貸主以外の者からもなされたものであること

本件A契約書は、2009年（平成21年）3月1日付けで、原告とOとの間で締結されたものであるが、原告に貸し付けたとされる1904万0150円は、原告の説明によれば、Gが同月9日に送金した869万5650円、Hが同月13日に送金した459万7500円及びJが同年4月16日に送金した574万7000円の合計金額とのことであり（乙18の5枚目）、契約内容と相違している。

- c 本件契約書は送金の後に作成されたものであること

本件A契約書においては、同契約書に係る契約は「2009年3月1日付け」で締結されたものとされているところ、本件A契約書の条項をみると、同年4月末までに1904万0150円を受け取ったとされているが、そもそも、前記bに述べたとおり、原告が1904万0150円の借入れの内訳として主張する869万5650円、459万7500円及び574万7000円は、それぞれ、870万円、460万円及び575万円から送金手数料を控除した後の金額である（乙11の4・6・9）から、本件A契約書の受領金額は、送金手数料を除いた金額により金額が印字されていることになり、同契約書が送金後に作成されたものであることは明らかである。この点をおくとしても、借主が借り入れた金額が送金手数料を控除した後の金額となっているということは、貸主が送金手数料を負担しているということになり、それ自体不自然である上、原告が借り入れたとされる金額が、外貨により受領したわけでもないにもかかわらず、端数の付いた金額となっていることも不自然である。

次に、本件B契約書によれば、同契約書に係る契約は、同年3月に締結されたところ、本件B契約書には、原告が受領した金額（1000万円）、原告が貸金を受領した日（同年4月10日）及び契約書が作成された日（同月13日）が、すべて印字されていることからすれば、早くても、本件B契約書は、同月13日以降に作成されたこととなる。しかも、本件B契約書には、同月10日に1000万円を受領した旨の記載があるにもかかわらず、その日付に近い時期に、Iから金銭を受領したのは、同月15日の524万4752円のみである。

したがって、本件契約書は、いずれも送金後に作成されたものである上、様々な点において不自然な部分があり、本件契約書に記載された内容のとおり金銭消費貸借契約が締結されたとは到底認めることはできない。

- (イ) 原告代表者が本件契約書に係る金銭消費貸借契約の各貸主に対して何ら返済をしていないこと

原告代表者は、本件契約書によれば、本件A契約書の約定に基づき年間220万円、本件B契約書の約定に基づき年間333万円余りの返済をそれぞれしなければならないことになるところ、平成21年8月期の原告代表者らの報酬又は給与は合計576万円にすぎず、原告代表者らに上記の報酬又は給与以外の収入があるとは認められないから、上記の約定どおりの返済をすることは不可能であるといわざるを得ないし、実際にも、原告は、原告代表者が本件契約書に基づく借入金の返済をしていることを示す証拠を何ら提出し

ない。しかも、本件契約書に基づく契約を締結した後の原告の平成21年8月末の原告代表者から原告に対する貸付金残高は2307万2298円と、平成20年8月末の同残高2058万2782円よりも増加しているものであり、返済が必要な金員が入金されたとの原告の説明とは矛盾する状況にある。

エ 原告の主張に対する反論

- (ア) 原告は、自らの主張の根拠として、本件各金員の送金者が作成したとする陳述書（甲4、5、7、8）の記載を指摘する。

しかしながら、①陳述書（甲4、5、7）の「住所」及び「氏名」欄の各筆跡が右斜体であるのに対し、「契約内容」欄以下の項目の筆跡が左斜体である上に「住所」及び「氏名」欄の各筆跡と筆跡も異なっていること、②陳述書（甲5）の「契約内容」欄以下の筆跡と陳述書（甲7）の「契約内容」欄以下の筆跡が酷似しており、同陳述書（甲5、7）の住所氏名を記載した人物と「契約内容」欄以下の項目を記載した人物が異なっていることが強く疑われること、③陳述書（甲4、5、7、8）は、記載すべき項目（「契約内容」、「金額」等）が全て日本語で記載され、英語訳も付されていないにもかかわらず、英語で回答がされているから、上記各陳述書の作成者が日本語での記載を意味できるほどに日本語に精通していたとは考え難く、記載内容について原告側からの働きかけがあったものと推認できること等の事情に照らすと、陳述書（甲4、5、7、8）をその作成名義人本人が作成したものとは認められず、記載内容にも信ぴょう性があるとはいえない。

- (イ) 原告は、本件A契約書に関する借入金について、Oが貸主であるが、本件各口座に振り込まれた金員の振込名義人は別人である旨主張する。

しかしながら、本件A契約書に記載された貸主は「O」であるにもかかわらず、陳述書（甲4）の氏名欄には「P」又は「Q」と記載されているようであり、本件A契約書に記載された貸主と陳述書（甲4）の作成者が同一人物であるか否かが不明である。仮に、両者が同一人物であるとしても、陳述書（甲4）においては、本件各口座への送金を他人名義で行った理由については何ら説明がされていない上、原告が誤っていると主張する金額が記載されているのであり、陳述書（甲4）が真摯に作成されたものとは認め難い。

したがって、本件A契約書に係る借入金があったとは認められない。

- (ウ) 原告は、本件B契約書に関する借入金について、本件B契約書に記載された借入金額（1000万円）と実際に本件普通預金口座に振込入金された額（525万円）が異なる旨主張する。

しかしながら、原告が主張するような違いが生じた理由について、陳述書（甲5）においては何ら説明がない上、貸付契約書（甲6）によれば、2012年（平成24年）9月17日付けで、借入金額を1000万円としたまま、返済期限を10年に変更する契約を締結したことになることとも整合しない。

したがって、本件B契約書に係る借入金があったとは認められない。

- (エ) 原告は、平成20年7月、丁との間で、同人から13万5900米ドルを原告が借り入れることを合意し、同合意に基づき、①同月4日に1万4500米ドル、②同月30日に9万米ドル、③同年9月16日に1万6000米ドル及び④同年11月5日に1万5400米ドルが本件外貨普通預金口座に振込入金された旨主張し、これに沿う記載のある証拠（甲7）もある。

しかしながら、原告が指摘する各振込入金に係る本件入金案内（乙１１の１０ないし１２・１４ないし２２）の「支払明細」欄には、「IMPORTING USED WHEEL LOADERS」と記載されており、中古ホイールローダーの代金に係る送金であると推認できる。また、陳述書（甲７）に記載されている「金額」欄には、「１３５，９００，０００USD」と記載されているのに対し、「その他」欄には、返済額として１４４０万円と記載されており、借入額と返済額が大きく食い違っているほか、陳述書（甲７）の「氏名」欄に記載されている氏名は「R」であるところ、本件入金案内（乙１１の１０ないし１２・１４ないし２２）や原告の総勘定元帳に記載されている取引に係る被仕向送金計算書（乙２３）の送金欄に記載されている者の名前は「S」であり、名前のつづりに食い違いがあり、陳述書（甲７）の「氏名」欄は、本件入金案内の送金欄に記載された者が自署したものとは認め難い。

したがって、陳述書（甲７）は信用することができず、原告の主張も理由がないというべきである。

（オ）原告は、平成２０年７月、原告の取引相手であるUとの間で、同人の資産を原告代表者が預かる旨の合意をし、同合意に基づいて、①同月９日に「T」を振込名義人として１０万米ドル、②同月１１日に「L」を振込名義人として５６０万円及び③同年９月１６日に「L」を振込名義人として５２７万５０００円が、それぞれ本件外貨普通預金口座又は本件普通預金口座に振込入金された旨主張し、これに沿う記載のある証拠（甲８）もある。

しかしながら、上記①の送金については、同送金に係る本件入金案内（乙１１の１３）の「銀行間情報」欄に「／ACC／FOR IMPORT OF CARS THRO ATT」との記載があり、車両の購入代金に係る送金と、上記②の送金については、同送金に係る本件入金案内（乙１１の１）の「支払明細」欄に「IMPORT OF INDUSTRIAL RAW MATERIAL」との記載があることから、工業用原材料の購入に係る送金と、上記③の送金については、原告の取引先である「K」との間で行われた交換部品の売買代金と、それぞれ認められるから、原告が、「U」から預かった金員とは認められない。

また陳述書（甲８）においては、預り金の実際の所有者と本件各口座への送金名義人が異なる理由や原告の取引先から送金されている経緯について何ら説明されていないほか、同陳述書の「金額」欄に記載されている金額（「２１，７５０，０００JP¥」）と実際の本件各口座に振込入金された金額が一致しておらず、同陳述書の「金銭授受の方法」欄の「By Cash」との記載と実際の授受の方法（本件各口座への振込入金）とも整合しない。

したがって、陳述書（甲８）は信用することができず、原告の主張も理由がないというべきである。

（カ）原告は、本件各金員について、母親の相続財産等から返済していく予定である旨主張する。

しかしながら、原告代表者が本件各金員の返済に亡母の相続財産等を充てる予定であるとしても、当初の返済予定額（６８１５万円）から原告が主張する相続財産の額（１６００万円。乙１８参照。）を差し引いた残額は５２１５万円と多額であり、原告代表者がこのような多額の返済を履行できるとは到底認められない。そして、原告の提出する証拠を

前提としても、本件B契約書に基づく借入金について、貸付契約書（甲6）を作成した借り入れから3年5か月を経過した時点（平成24年9月17日）でも借入金額（1000万円）に変化がなく、原告代表者が全く返済をしてないことは明らかである。

したがって、本件各金員は、原告代表者からの返済が予定されていたものとは認められないというべきである。

（原告の主張の要点）

本件各口座に海外から振込入金された本件各金員は、原告代表者が個人的に借り入れた金員又は預り金であって、原告名義の本件各口座は、外国人である原告代表者の海外との入送金の便宜のために開いていたものであり、本件各金員は、原告の売上代金ではない。

ア 本件A契約書に関する借入金について

①平成21年3月11日に「G」を振込名義人として本件普通預金口座に振込入金された870万円、②同月13日に「H」を振込名義人として本件普通預金口座に振込入金された460万円及び③同年4月20日に「P」を振込名義人として本件普通預金口座に振込入金された575万円は、いずれも、「O」からの本件A契約書（乙17の1）に関する借入金である。また、本件A契約書に記載された借入金額である「19,040,150円」は「19,050,000円」の誤りである。

イ 本件B契約書に関する借入金について

平成21年4月15日に「I」を振込名義人として本件普通預金口座に振込入金された525万円が、同人からの本件B契約書（乙17の2）に関する借入金である。本件B契約書に記載された借入金額は1000万円であるが、実際に振込入金されたのは、上記の525万円のみである。

ウ その他の借入金について

原告代表者は、平成20年7月、丁との間で、同人から13万5900米ドルを原告代表者が借り入れることを合意し（甲7）、同合意に基づき、①同月4日に1万4500米ドル、②同月30日に9万米ドル、③同年9月16日に1万6000米ドル及び④同年11月5日に1万5400米ドルが本件外貨普通預金口座に振込入金された。

エ 預り金について

原告代表者は、平成20年7月、原告の取引相手であるUとの間で、パキスタン国内で同人の資産を安全に預ける場所がないことから同人の資産を原告代表者が預かってほしい旨を依頼されたことから、同人から10万米ドル及び1087万5000円を原告代表者が預かることを合意し（甲8）、同合意に基づき、①同月9日に「T」を振込名義人として10万米ドル、②同月11日に「L」を振込名義人として560万円及び③同年9月16日に「L」を振込名義人として527万5000円が、それぞれ本件外貨普通預金口座又は本件普通預金口座に振込入金された。

オ 本件不動産の売買代金の原資について

原告代表者は、●●を信仰する者であるところ、●●においては、利息が発生する取引をすることは不適切な行為とされている（甲10）ため、日本の金融機関から利子付きで借り入れることができず、前記アないしウのとおり、海外の取引相手である「O」、「I」及び「丁」から貸付け（これらの貸付けはいずれも無利息である。）を受けたり、前記エの預り金を本件不動産の購入代金に充当することの了承を得たりすることにより、本件不動産の購入代金

の原資としたものである。原告は、母の相続財産等からこれらの借入金や預り金を返済していく予定である。

カ 被告の主張に対する反論

(ア) 被告は、本件契約書に係る貸付けについて、契約金額が円建てであり、外国人である貸主に為替変動リスクを負うことになるから、不自然である旨主張する。

しかしながら、本件契約書に係る貸付けは利息を要求されていない貸付けであり、貸主は為替変動リスクを考慮していないから、被告の主張は失当である。

(イ) 被告は、本件各口座に入金された金員は、原告に帰属すべきものである旨主張するが、本件各口座に入金された金員の一部に係る本件入金案内の「支払明細」欄が空白になっているものも存するのであり、これらの金員はもちろんのこと、原告が借入金又は預り金と主張している金員も原告の売上代金ではないことを示すものである。

(3) 本件調査の手続の違法等が本件各処分等の取消事由となるか否か（争点3）について
（被告の主張の要点）

ア 税務署長が納税者のある経理処理を調査の対象とし、その調査の結果当該経理処理を否認しなかったとしても、その後の調査により前回の調査において把握した事実には誤りがあることが判明し、又は新たな事実を把握した結果、その申告に係る課税標準等又は税額等が調査したところと異なるときは、その調査の結果判明した事実関係に基づいて更正することができると解されており、これを否定する法令上の根拠も存在しない。

したがって、前回調査後に本件調査を行ったことが違法とはいえない。

イ 質問検査権の行使（法人税法153条1項、消費税法62条1項及び所得税法234条1項。ただし、いずれも平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。）に関し、その行使の時期、範囲、程度、場所等の法令上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との比較衡量において、社会通念上相当な限度にとどまる限り、これを行使する税務職員の合理的な判断に委ねられていると解するのが相当（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁参照）であり、また、更正処分をするに当たって、納税者の弁明、弁解を聴取しなければならないとする法令上の根拠は存在しない。

したがって、税務調査を行うに当たり、反論の機会を与えるため質問検査権を必ず行使しなければならないものではなく、その行使は税務職員の合理的な裁量に委ねられているから、仮に、原告に実質的な反論の機会が与えられていなかったとしても、調査が違法となるものではない。そして、本件においては、本件調査を担当した行田税務署の職員は、原告代表者と面接したり、同人に電話を掛けて話をしたりしているのであり、同人が弁解をする機会があったといえるから、実質的に反論の機会が与えられないままに本件各処分等が行われたとする原告の主張は失当である。

ウ 税務調査は、租税実体法によって成立した抽象的な納税義務を具体的に確定するための事実行為であって、課税処分とは本来別個のものである。したがって、調査手続の違法は、それが刑罰法規に触れたり、公序良俗に反するなどおよそ税務調査を行ったとはいえないと評価されるほど違法性の程度が著しい場合を除いては、課税処分の取消事由にはならないと解するのが相当であると解されている。

したがって、仮に、本件調査が、原告が主張するような原告に実質的な反論の機会を与え

なかったものとして違法であるとしても、それが刑罰法規に触れたり、公序良俗に反するなど税務調査を行ったとはいえないと評価されるほど違法性の程度が著しいものではないことは明らかであるから、本件各処分等の取消事由になり得ず、調査手続に違法があるから本件各処分等が違法であるとの原告の主張は失当である。

(原告の主張の要点)

次のような事情を踏まえると、本件調査は、原告に実質的に反論の機会が与えられないままに実施されたものであり、公序良俗に反するないしそれに匹敵するような著しい違法性を帯びたものであるといえる。

ア 原告は、前回調査に真摯に対応し、前回調査の担当職員の下承を得た上で、修正申告等をしたにも関わらず、前回調査がされたのと同じ年（平成21年）の12月頃から本件調査が開始されたものである。

イ 原告代表者は、平成22年2月19日頃、パキスタンに帰国したものの、本件調査に協力する意向を有しており、同年3月26日に成田国際空港に到着したが、再入国することができず、パキスタンに戻らざるを得なかった。このように、原告代表者が本件調査の期間中の帰国後の時期に日本に不在であったにもかかわらず、本件調査が進められ、本件各処分等が行われたものである。

ウ 本件調査を担当した行田税務署の職員は、帰国後の原告代表者に対して何度か電話を掛けてきたものの、原告代表者は難解な日本語を理解することはできず、まして、税務に関する専門用語を理解することができなかったから、上記の電話による聴取は、実質的な意味での聴取とはいえない。

エ 本件各金員の帰属主体は、時期、金額その他具合的な状況について特定されなければ的確に回答することが難しいものであるにもかかわらず、本件調査を担当した行田税務署の職員は、原告代表者に対して、問題点を書面に明示して交付するなどの方法を採用しなかった。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分の適法性）について

法人税及び消費税については、いずれも納付すべき税額の確定の手続につき申告納税方式によるものとされ、その納付すべき税額は、納税者のする申告により確定することを原則とし（通則法15条1項、16条1項1号、同条2項1号、法人税法74条1項、消費税法45条1項参照）、納税者が申告の内容を自己の利益に変更するためには、更正の請求の方法（通則法23条）によらなければならないものとされている。そして、このようないわゆる申告納税制度が採られている国税において、確定申告書に記載された事項の過誤の是正につき更正の請求という特別の制度が設けられたのは、課税標準等の決定については、最もその間の事情に通じている納税者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限るものとするのが、租税債務を可及的速やかに確定させるべき国家財政上の要請に応ずるものであり、納税者に対しても過当な不利益を強いるおそれがないと考えられるからであると解される。このような更正の請求の制度の趣旨に照らせば、申告に係る納付すべき税額等を更正する処分を受けた納税者は、申告の無効を主張することができるような特段の事情がある場合を除き、当該更正の処分のうち申告に係る納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額を下回る部分については、上記の更正の請求の手続を経ない限り、抗告訴訟において取消しを求めることはできないものというべきである（以上につき前掲最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決参照）。

これを本件についてみるに、本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分は、本件各更正処分のうち原告において確定申告書の提出により自ら納税義務の内容を確定させた部分についての取消しを求めるものであるところ、原告は、本件各法人税更正処分及び本件各消費税等更正処分について更正の請求の執を執っておらず（弁論の全趣旨）、また、上記の特段の事情があることについての主張、立証はない。

したがって、本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分は、不適法であり、却下を免れないものというべきである。

2 認定事実等

前提事実、後に掲記する証拠によれば、次の各事実（以下「認定事実」という。）が認められる。

(1) 本件普通預金口座宛てにされた送金について

ア 「G」の名義による送金について

本件普通預金口座には、平成21年3月11日、「G」の名義により同口座宛てに送金された870万円のうち、手数料合計8697円が控除された後の869万1303円が入金されている。また、本件申告預金口座には、「G」又は「G」の名義により、平成19年7月13日、同月17日、同月18日、同月27日、同年9月14日、同年10月11日、同年11月12日及び同月27日、それぞれ、425万5346円、402万4278円、355万2923円、241万4585円、341万8179円、662万9917円、237万9756円及び524万3016円（ただし、いずれも手数料を控除した後に邦貨に換算した後のもの。）が送金されてそれぞれ同額が入金されており、そのいずれの送金についても、原告の総勘定元帳において、輸出売上げの科目における「貸方金額」欄に記載されているほか、同年9月14日、同年11月12日及び同月27日の送金については、当該各送金に係る各本件送金計算書に「VALUE OF USED EQUIPMENTS」とのメッセージが付されている。（乙3の2・3、9、11の3・4、24）

イ 「H」の名義による送金について

本件普通預金口座には、平成21年3月13日、「H」の名義により同口座宛てに送金された460万円のうち、手数料合計5000円が控除された後の459万5000円が入金されている。また、本件申告預金口座には、「H」の名義により、少なくとも、平成18年12月5日、同月29日、平成19年2月2日、同月28日、同年3月15日、同月22日、同月29日、同年4月10日、同月24日、同年10月11日、平成20年5月8日、同年6月16日、同年7月7日、同月22日及び同年8月7日、それぞれ、978万8703円、712万1872円、1808万6401円、207万5000円、2026万7018円、2977万8254円、1023万9753円、1851万0576円、939万0603円、709万6450円、999万0003円、649万3502円、1063万9353円、1378万6204円及び989万0103円（ただし、いずれも手数料等を控除した後のもの。）が送金されてそれぞれ同額が入金されており、そのいずれの送金に係る金員についても、原告の総勘定元帳において、輸出売上げの科目における「貸方」欄に記載されているほか、平成18年12月5日ないし平成19年4月24日の各送金については、当該各送金に係る各本件送金計算書にいずれも「PAYMENT FOR USED EXECUTORS」とのメッセージが付されている。（乙3の2・3、9、11の5・6、25）

ウ 「J」の名義による送金について

本件普通預金口座には、平成21年4月20日、「J」の名義により同口座宛てに送金された575万円のうち、手数料等合計5873円が控除された後の574万4127円が入金されている。また、本件申告預金口座には、「J」、「J」又は「J」の名義により、平成18年8月30日、同年12月14日、平成19年1月26日、同年2月5日、同年6月19日、平成20年10月31日、同年11月11日、同月18日及び同月20日、それぞれ、77万7023円、777万5886円、361万4444円、500万1748円、873万3589円、1192万5656円、399万6065円、298万0903円及び390万4687円（ただし、いずれも手数料を控除した後に邦貨に換算した後のもの。）が送金されてそれぞれ同額が入金されており、そのいずれの送金に係る金員についても、原告の総勘定元帳において、輸出売上げの科目における「貸方金額」欄に記載されているほか、平成18年8月30日及び平成19年1月26日の送金については、当該各送金に係る各本件送金計算書に「BUSINESS PURPOSES」とのメッセージが、同年6月19日の送金については、当該送金に係る本件送金計算書に「VALUE OF USED EQUIPMENTS」とのメッセージがそれぞれ付されている。（乙3の1ないし4、9、11の9、27）

(2) 原告に対する調査の経緯等

ア 前回調査の経緯等

(ア) 行田税務署の担当者は、平成21年5月から同年9月まで、原告事業所へ臨場するなどして、原告に対する所得税、法人税及び消費税に関する前回調査をした。

原告代表者は、上記の調査の中で、原告の事業について、原告が取得している既存の建設機械等のいわゆるインターネットオークションに参加することができるID及びパスワードを海外の顧客に貸与し、当該顧客が当該ID及びパスワードを利用して当該オークションで商品を落札した場合に、当該顧客から当該落札商品に係る代金が送金されたことを確認した上で、当該落札商品の輸出の手続をするものである旨を述べた。また、原告代表者は、本件各口座について、パキスタンの友人に頼まれて開設したものであり、原告とは関係のない個人的な口座である旨を述べた。

原告の本件各事業年度の法人税の確定申告書（乙7、8）の作成に関与した戌税理士（以下「戌税理士」という。）は、上記調査の際、原告はインボイスを保管しておらず、売掛帳及び仕入帳も記帳されていないことから、本件申告預金口座の出入金を基に決算関係書類を作成している旨を述べた。（乙7、8、弁論の全趣旨）

(イ) 原告代表者は、平成21年6月23日、行田税務署に対し、本件各口座の通帳の写し（乙9、10）と共に、本件入金案内及び原告代表者の自宅購入資金を借り入れた際に作成したものであるとする金銭消費貸借契約書の写し2通（本件契約書。乙17の1・2）を提出した。また、原告代表者は、同月25日、前回調査の担当者に対し、電話で、本件各口座への入金について口頭では上手く説明できないため、書面を送付する旨を述べ、同月30日、行田税務署に対し、本件各口座への入金について説明する趣旨の文書（乙18。以下「本件説明文書」という。）を提出した。（甲2、3、乙9、10、17の1・2、18、弁論の全趣旨）

(ウ) 原告代表者は、平成21年7月22日、本件各口座への入金について、本件説明文書

で説明したとおりである旨を繰り返し、自宅購入に係る関係書類については、本件説明文書において「書類が届き次第お送りします。」と記載していたにもかかわらず、提出しなかった。また、原告代表者は、同年9月15日、本件入金案内の記述について、パキスタンから送金するには、理由のない送金ができないために、売上代金であるかのような記載がある旨を述べた。(乙18、弁論の全趣旨)

(エ) 原告は、平成21年9月25日、行田税務署長に対し、本件普通預金口座に入金された平成20年7月31日の「V 1万6500円」及び同年8月28日の「W 103万円」(いずれも乙9参照)については、原告の平成20年8月期の売上代金の入金であるとして、原告の平成20年8月期の法人税の確定申告をした際の金額に上記金額を加算した平成20年8月期修正申告書及び平成20年8月課税期間修正申告書を提出した(乙9、19、20)。

イ 本件調査の経緯等(全体として甲2、3、11、乙28、弁論の全趣旨)

(ア) 関東信越国税局及び行田税務署の各職員(以下、全ての職員又はいずれかの複数の職員を特に区別することなく「本件調査担当者ら」といい、一人の職員を指す場合には、単に「本件調査担当者」という。)は、平成21年12月から平成22年8月まで、原告代表者の住所地(本件不動産の所在地)及び原告の事業所へ臨場するなどして、原告に対する所得税、法人税及び消費税に関する本件調査をした。

本件調査担当者は、平成21年12月8日、原告代表者が不在であったため、同人の携帯電話に連絡したところ、原告代表者から、家族共々パキスタンにおり、日本へ戻る予定は未定である旨の返答を得たため、原告代表者に対し、日本へ帰国したら連絡するよう依頼するとともに、取引先等への確認を含めた調査を進める旨を説明し、原告代表者から了解を得た。また、本件調査担当者は、戊税理士と原告の事業所で面談し、原告の帳簿書類の借用について電話で原告代表者の承諾を得た後、当該帳簿書類を借用した。

(イ) 本件調査担当者らは、平成22年1月13日、原告の事業所へ臨場し、原告代表者及び戊税理士と面談した。本件調査担当者は、原告代表者に対し、本件各口座の取引について質問したが、具体的な回答が得られず、さらに、原告代表者に対し、本件各口座への入金が原告の売上げならば修正申告をするつもりがあるかという旨を質問したところ、原告代表者からは、本件各口座へ入金された金員について、前回調査において全て説明している旨が述べられた。

また、原告代表者は、本件調査担当者に対し、最近のインボイスの控えを自宅のパソコン内にデータで保存している旨を述べたため、本件調査担当者は、同月21日、原告代表者の自宅へ臨場したが、上記のインボイスの控えが保存されているとされるパソコンの電源が入らなかったため、同パソコン内のデータを確認することができなかった。

(ウ) 本件調査担当者は、平成22年3月9日頃、原告代表者に電話で連絡したところ、原告代表者は、海外に滞在中であり、同月20日過ぎに日本に帰国する予定である旨を述べた。その際、本件調査担当者が、原告代表者に対し、再度、本件各口座への入金について説明を求めたところ、原告代表者は、前記(イ)と同様、前回調査において全て説明しているから、答えられない旨を述べた。

その後、本件調査担当者は、同月30日、同年6月22日及び同年7月16日、それぞれ原告代表者に対し、電話で連絡をしたところ、原告代表者は、いずれの機会においても、

海外に滞在中であり、本件各口座への入金について具体的に説明することもなかった。

3 争点2（本件各金員が原告に帰属する金員であるか否か）について

(1) 前提事実（別表1－1及び2を含む。）に述べたとおり、①原告の目的が自動車及び中古自動車の輸出入及び販売等であり、②本件普通預金口座に入金された金員の一部（平成20年7月11日、同年9月16日及び平成21年4月15日に入金されたもの）及び本件外貨普通預金口座に入金された金員については、いずれも、本件入金案内の「支払明細」欄に、物品（工業用原材料、スベア部品、機器、中古ホイールロード又は自動車）の輸入に係る金員である旨の記載があるほか、③本件各口座はいずれも原告名義の預金口座であって、現に、原告は、本件各口座に入金された金員の一部（前提事実(3)ア(ア)a(a)参照）を原告に帰属するものと自認している上、認定事実を前提とすれば、④本件普通預金口座に入金された金員の一部（平成21年3月11日、同月13日及び同年4月20日に入金されたもの）の送金名義人（本件入金案内の「送金人」欄に記載された者）が、いずれも、原告と継続的な取引をしている者であると認められることにも照らすと、本件各金員はいずれも、原告に帰属すべきものと認めるのが相当である。

(2) ア 原告は、本件普通預金口座に入金された金員の一部（平成21年3月11日、同月13日及び同年4月20日に入金されたもの）は、本件A契約書（乙17の1）に記載された内容による金銭消費貸借契約に基づく原告代表者の個人的な借入金である旨主張し、これに沿う証拠（甲4、11、乙17の1）もある旨指摘する。

しかしながら、証拠（甲4、乙17の1）によれば、陳述書（甲4）の作成者とされる者の署名のつづり（Y）と本件A契約書（乙17の1）の貸主とされる者の署名（O）のそれが異なっていることが認められ、これらの文書が同一の者が作成したものとは必ずしも認め難いところ、この点をひとまず措くとしても、前提事実及び証拠（甲4、11、乙17の1）によれば、①本件A契約書（乙17の1）に記載された貸主（O）と上記の本件普通預金口座に入金された金員の送金名義人（本件入金案内（乙11の3ないし6）の「送金人」欄に記載された者）の一部とは全く異なっているところ（別表1－1参照）、本件A契約書に記載された貸主と本件普通預金口座に金員を送金した名義人が異なった理由については、何ら合理的な説明がされていないこと、②本件A契約書（乙17の1）及び上記の陳述書（甲4）には、いずれも、原告代表者が貸主から受け取ったとされる金額が1904万0150円である旨が記載されている一方で、原告代表者の陳述書（甲11）には、本件A契約書に基づいて成立した金銭消費貸借契約における貸付金額は1905万円であって本件A契約書（乙17の1）の記載は誤記である旨の記載があり、原告代表者尋問においても原告代表者は本件A契約書の記載が誤っている旨を述べるところ、これらの証拠相互間で内容に食い違いがある理由については、何ら合理的な説明がされていないこと、③上記の本件普通預金口座に入金された金員の合計は1904万0150円であるにもかかわらず、原告代表者の陳述書（甲11）には、上記②に述べたように、本件A契約書に記載された内容による金銭消費貸借契約の貸付金額は1905万円である旨の記載があるところ、実際に受け取った金額と契約上の貸付金額に食い違いがある理由について、原告は何ら説明しない（原告代表者尋問においても、分からない旨を述べるのみである。）ことがそれぞれ認められることに加え、④本件A契約書（乙17の1）には、原告代表者は、貸主に対して10年以内に2200万円を返済しなければならない旨が記載されているところ、借入れがあったとされる時から4年

以上経過した現在においても、原告代表者がその一部でも貸主に返済したことを認めるに足りる証拠が格別見当たらないことも考慮すれば、原告の指摘する証拠をもっても、本件普通預金口座に入金された金員の一部（平成21年3月11日、同月13日及び同年4月20日に入金されたもの）が、本件A契約書に記載された内容による金銭消費貸借契約に基づく原告代表者の個人的な借入金であるとは認め難いのであり、他に、上記金員が本件A契約書に記載された内容による金銭消費貸借契約に基づく原告代表者本人の個人的な借入金であることを認めるに足りる証拠ないし事情等は見当たらない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

イ 原告は、本件普通預金口座に入金された金員の一部（平成21年4月15日に入金されたもの）は、本件B契約書（乙17の2）に記載された内容による金銭消費貸借契約に基づく原告代表者の個人的な借入金である旨主張し、これに沿う証拠（甲5、11、乙17の2）もある。

しかしながら、前提事実及び証拠（甲5、6、11、乙17の2）によれば、①本件B契約書（乙17の2）には貸付金額及び返済金額がいずれも1000万円である旨が記載されているところ、同契約書に記載された内容によるとされる金銭消費貸借契約の貸主が日本国外の者であるとされていることに照らすと、為替変動リスクや為替交換手数料は貸主が全面的に負担することになるが、そのことについて何ら合理的な説明がされていないこと、②本件B契約書（乙17の2）には貸付金額及び返済金額がいずれも1000万円である旨及び2009年（平成21年）4月10日にこれを原告代表者が受領した旨が記載され、2012年（平成24年）9月17日に作成されたとされる貸付契約書（甲6）にも同様の記載があり、原告代表者尋問においても、原告代表者は1000万円を受領した旨を述べる一方で、原告代表者の陳述書（甲11）には、525万円しか受け取っていない旨の記載があるところ、実際に受け取った金額と契約上の貸付金額に食い違いがある理由や、本件B契約書（乙17の2）が作成されたとされる日（平成21年4月13日）及び同契約書に記載された内容による金銭消費貸借契約に基づく入金があったとされる日（同月15日）から約2年半経過した後（平成24年9月17日）に作成されたとされる貸付契約書（甲6）においても上記の食い違いについて何らの手当てもされていないことについて、何ら合理的な説明がされておらず、原告代表者の陳述書（甲11）の記載と原告代表者尋問における供述の内容が異なっていることについても何ら説明がされていないことが認められることに加え、③本件B契約書には、原告代表者は、貸主に対して3年以内に1000万円を返済しなければならない旨が記載され（乙17の2）、貸付契約書（甲6）には、原告代表者は、貸主に対して10年以内に1000万円を返済しなければならない旨が記載されているところ、借入れがあったとされるときから4年以上経過した現在においても、原告代表者がその一部でも貸主に返済したことを認めるに足りる証拠が格別見当たらないことも考慮すれば、原告の指摘する証拠をもっても、本件普通預金口座に入金された金員の一部（平成21年4月15日に入金されたもの）が、本件B契約書に記載された内容による金銭消費貸借契約に基づく原告代表者の個人的な借入金であるとは認め難いのであり、他に、上記金員が本件B契約書に記載された内容による金銭消費貸借契約に基づく原告代表者の個人的な借入金であることを認めるに足りる証拠ないし事情等は見当たらない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

ウ 原告は、本件外貨普通預金口座に入金された金員の一部（平成２０年７月４日、同月３０日、同年９月１６日及び同年１１月５日に入金されたもの）は、丁との間で同年７月に成立した金銭消費貸借契約による原告代表者の個人的な借入金である旨主張し、これに沿う証拠（甲７、１１）もある旨を指摘する。

しかしながら、証拠（甲７、乙１１の１０・１４・１７・２０）によれば、陳述書（甲７）の作成者とされる者の署名のつづり（Ｒ）と「外国送金到着後案内」（乙１１の１０・１４・１７・２０）の送金人とされる者のつづり（Ｓ）は異なっていることが認められるから、原告が指摘する日にされた本件外貨普通預金口座への入金と陳述書（甲７）の作成者とされる者によってされたものとは必ずしも認め難いところ、この点をひとまずおくとしても、前提事実及び証拠（甲７、１１、乙１１の１０・１４・１７・２０）によれば、①上記の本件外貨普通預金口座に入金された金員の一部に係る本件入金案内（乙１１の１０・１４・１７・２０）の「支払明細」欄には、中古ホイールローダの輸入に伴う金員である旨が記載されているところ、本件入金案内（乙１１の１０・１４・１７・２０）にこのような記載があることについては、貸主とされる者又は原告代表者の陳述書（甲７、１１）及び原告代表者尋問においても、何ら合理的な説明がされていないこと、②貸主とされる者の陳述書（甲７）には、原告代表者に対する貸付金額が１３万５９００米ドルであり、原告代表者による返済金額が１４４０万円である旨が記載されているところ、原告代表者との間で成立したとされる金銭消費貸借契約の貸主であるとされる者が日本国外に在住する者であるとされていることに照らすと、為替変動リスクや為替交換手数料は貸主が全面的に負担することとなるが、そのことについて何ら合理的な説明がされていないことに加え、③貸主とされる者の陳述書（甲７）には、原告代表者は、貸主に対して借入れから１０年以内に１４４０万円を返済しなければならない旨が記載されているところ、借入れがあったとされる時から５年以上経過した現在においても、原告代表者がその一部でも貸主に返済したことを認めるに足りる証拠が格別見当たらないことも考慮すれば、原告の指摘する証拠をもつても、本件普通預金口座に入金された金員の一部（平成２０年７月４日、同月３０日、同年９月１６日及び同年１１月５日に入金されたもの）は、丁との間の原告代表者の個人的な借入金であるとは認め難いのであり、他に、上記金員が丁との間の原告代表者の個人的な借入金であることを認めるに足りる証拠ないし事情等も見当たらない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

エ 原告は、本件外貨普通預金口座に入金された金員の一部（平成２０年７月９日に入金されたもの）及び本件普通預金口座に入金された金員の一部（同月１１日及び同年９月１６日に入金されたもの）は、Ｕとの間で同年７月に成立した消費寄託契約による原告代表者の個人的な預り金である旨主張し、これに沿う証拠（甲８、１１）も指摘する。

しかしながら、前提事実及び証拠（甲８、１１、乙１１の１・２・１３、弁論の全趣旨）によれば、①平成２０年７月９日、同月１１日及び同年９月１６日に本件各口座へ送金した名義人は、「Ｌ」又は「Ｔ」であり、「Ｕ」の名義ではないところ、本件各口座へ送金した名義人と原告が主張する消費寄託契約における寄託者とされる者の名義が異なることについて、貸主とされる者又は原告代表者の陳述書（甲８、１１）及び原告代表者尋問においても、何ら合理的な説明がされていないこと、②上記の本件各口座に入金された金員の一部に係る本件入金案内（乙１１の１・２・１３）の「支払明細」欄には、工業用原材料、スペア部品

又は自動車の輸入に伴う金員である旨が記載されているところ、本件入金案内（乙１１の１・２・１３）にこのような記載があることについては、上記の各陳述書（甲８、１１）及び原告代表者尋問においても、何ら合理的な説明がされていないこと、③貸主とされる者の陳述書（甲８）には、原告に寄託されたとされる金員の額が２１７５万円である旨が記載されているところ、実際に本件各口座に入金された金額（１０万米ドル及び１０８７万５０００円）とは一致しておらず、貸主とされる者又は原告代表者の陳述書（甲８、１１）及び原告代表者尋問においても、そのような食い違いが生じている理由について、何ら合理的な説明がされていないことがそれぞれ認められるから、原告の指摘する証拠をもって、上記の本件各口座に入金された金員の一部は、Ｕとの間の原告代表者の個人的な預り金であるとは認め難いのであり、他に、上記金員がＵとの間の原告代表者の個人的な預り金であることを認めるに足りる証拠ないし事情等は見当たらない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

４ 争点３（本件調査の手続の違法等が本件各処分等の取消事由となるか否か）について

国税庁、国税局又は税務署の当該職員の調査に係る質問検査権に関する規定（法人税法１５３条１項、消費税法６２条１項及び所得税法２３４条１項）は、国税庁、国税局又は税務署の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請や申告の体裁や内容、帳簿等の記入及び保存の状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情に鑑み、客観的な必要性があると判断される場合には、職権による調査の一方法として、上記の各規定に定める者に対し質問し、又はその事業に関する帳簿、書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行う権限を認めた趣旨であって、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、上記の質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべきもの（前掲最高裁昭和４８年７月１０日第三小法廷決定参照。）である。また、税務調査の手続の瑕疵が当該税務調査を基礎とした更正の処分の適法性に与える影響については、税務調査手続の単なる瑕疵は更正の処分に影響を及ぼさないものと解すべきであり、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正の処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、当該処分に取消原因があるものと解するのが相当である。

本件調査の経緯等（前回調査の経緯等を含む。）は、認定事実(2)に述べたとおりであるところ、これを前提とすれば、本件調査の手続が、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正の処分をしたに等しいものであると評価し難いことは明らかであり、他に、本件調査が上記のような評価をすべきものであることを認めるに足りる証拠ないし事情等も格別見当たらない。

したがって、本件調査の手続が本件各処分等の違法性を基礎付ける事情となるとはいいい難いというべきである。なお、原告は、前回調査後に修正申告をしたにもかかわらず本件調査が行われたことを本件調査の違法性を基礎付ける一事情として主張するようであるところ、税務署長が納税者のある経理処理を調査の対象とし、その調査の結果、当該経理処理を否認しなかったとしても、その後の調査により前の調査において把握した事実と誤りがあることが判明し、あるいは新たな事実を把握したような場合には、後の調査の結果判明した事実関係に基づいて更正の処分をすることが違法であるとはいえないと解すべきであるから、原告の主張は採用することができな

い。

5 本件各処分等の適法性について

以上に述べたところのほか、証拠（甲 2、3、乙 1）及び弁論の全趣旨によれば、本件各処分等の根拠及びその適法性については、別紙 4 に記載のとおり認めることができ、この認定判断を左右するに足りる証拠ないし事情は見当たらない。

第 4 結論

以上によれば、原告の請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 品川 英基

裁判官 福渡 裕貴

(別紙1)

指定代理人目録

木村 快、箕浦 裕幸、北原 浩幸、長澤 聡子

以上

(別紙2)

訴え却下部分目録

- 1 原告の平成19年9月1日から平成20年8月31日までの事業年度に係る法人税の更正の処分（ただし、行田税務署長が平成22年12月22日付けで原告に対してした決定により一部取り消された後のもの。）のうち、所得の金額0円及び納付すべき法人税の額0円を下回る部分並びに翌期へ繰り越す欠損金の額27万1989円を超える部分
- 2 原告の平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度に係る法人税の更正の処分（ただし、前記1の決定により一部取り消された後のもの。）のうち、欠損金の額545万9982円及び納付すべき法人税の額0円を下回る部分並びに翌期へ繰り越す欠損金の額573万1971円を超える部分
- 3 原告の平成20年6月1日から同年8月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正の処分のうち、課税標準額121万6000円及び還付金の額に相当する消費税額442万2561円を下回る部分並びに地方消費税の課税標準となる消費税額の控除不足還付税額442万2561円を超える部分及び還付金の額に相当する譲渡割額110万5640円を下回る部分
- 4 原告の平成20年9月1日から同年11月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正の処分のうち、課税標準額767万2000円及び還付金の額に相当する消費税額308万4541円を下回る部分並びに地方消費税の課税標準となる消費税額の控除不足還付税額308万4541円を超える部分及び還付金の額に相当する譲渡割額77万1135円を下回る部分
- 5 原告の平成21年3月1日から同年5月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正の処分のうち、課税標準額62万2000円及び還付金の額に相当する消費税額124万7683円を下回る部分並びに地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額124万7683円を超える部分及び還付金の額に相当する譲渡割31万1920円を下回る部分

以上

(別紙3)

物件目録

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 所 在 | 横浜市都筑区 |
| | 地 番 | ●● |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 229.11平方メートル |
| 2 | 所 在 | 横浜市都筑区 |
| | 家屋番号 | ●● |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 89.23平方メートル |
| | | 2階 64.58平方メートル |

以上

(別紙4)

本件各処分等の根拠及び適法性

第1 本件各法人税更正処分の根拠及び適法性

1 本件各法人税更正処分の根拠

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件各事業年度の法人税の所得の金額及び納付すべき法人税の額は、次に述べるとおりである。なお、金額の前の「△」は、当該金額が欠損金額又は還付金の額に相当する税額であることを示すものである。

(1) 平成20年8月期

ア 所得の金額(別表2-1・順号⑩) 2606万9425円

上記金額は、下記(ア)の金額に(イ)の金額を加算し(ウ)の金額を減算した後の金額である。

(ア) 申告に係る所得の金額(別表2-1・順号①) 0円

上記金額は、原告が平成21年9月25日に行田税務署長に提出した平成20年8月期の法人税の修正確定申告書(乙19。以下「平成20年8月期修正申告書」という。)の「所得金額又は欠損金額1」欄に記載した所得の金額と同額である。

(イ) 所得の金額に加算すべき金額(別表2-1・順号⑥) 2637万3175円

上記金額は、次のaないしdの金額の合計額である。

a 売上金額(別表2-1・順号②) 2611万2184円

上記金額は、別表3-1の「売上金額」欄中の「合計」欄に記載された海外からの送金により本件各口座に入金された金員(本件各金員)の額であり、当該金額は原告の平成20年8月期の収益の額に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額である。

b 受取利息の額(別表2-1・順号③) 4456円

上記金額は、別表4-1の「受取利息」欄中の「合計」欄に記載された本件各口座の預金について発生した利息の額であり、本件各口座の金員は原告に帰属するものであって、当該金額は原告の平成20年8月期の収益の額に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額である。

c 為替差益の額(別表2-1・順号④) 25万4924円

上記金額は、原告が本件外貨普通預金口座に平成20年6月13日に入金した10.00米ドル及び同年7月9日に入金した9万9970米ドルをそれぞれ入金日の為替レートで邦貨に換算した金額の合計額1064万3895円と、同年8月19日に上記の9万9980米ドルを本件外貨普通預金口座から本件普通預金口座に振替入金した1089万8819円との差額であって、別表5-1の「為替差損益」欄中の「合計」欄に記載された金額であるところ、前記bに述べたとおり、本件各口座の金員は原告に帰属するものであって、上記の金額は原告の平成20年8月期の収益の額に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額である。

d 雑収入の額(別表2-1・順号⑤) 1611円

上記金額は、平成20年8月課税期間消費税等更正処分により、新たに納付すべき消費税額等の金額130万4000円(別表6-1の「更正処分等」欄の「納付すべき消費税額」と「納付すべき地方消費税額」の合計額△422万4112円から同表の「修正申告

等」欄中の「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄に記載された金額の合計額△552万8201円を控除した後の金額。なお、国税通則法（以下「通則法」という。）119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの」と、前記aに係る売上金額を原告の平成20年8月期の収益の額に計上しなかったことによるいわゆる仮受消費税の額130万5611円（別表3-1の「消費税額等」欄の「合計」欄参照）との差額であり、当該金額は原告の平成20年8月期の収益の額に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額である。

(ウ) 所得の金額から減算すべき金額（別表2-1・順号⑨） 30万3750円
上記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 支払手数料の額（別表2-1・順号⑦） 3万1761円
上記金額は、別表3-1の「送金手数料」欄中の「合計」欄に記載された金額である1万8934円及び同表の「為替手数料」欄中の「合計」欄に記載された金額である1万2826円を合計した金額であり、当該金額は原告の平成20年8月期の費用に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき金額である。

b 繰越欠損金の当期控除額（別表2-1・順号⑧） 27万1989円
上記金額は、平成20年8月期修正申告書の「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金27」欄に記載された金額と同額であり、原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき金額である。

イ 所得の金額に対する法人税の額（別表2-1・順号⑪） 718万0700円
上記金額は、前記アの所得の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に平成20年法律第23号による改正前の法人税法66条に規定する税率を乗じて計算した後の金額である。

ウ 納付すべき法人税の額（別表2-1・順号⑫） 718万0700円
上記金額は、上記イの金額と同額である。

(2) 平成21年8月期

ア 所得の金額（別表2-2・順号⑫） 2325万1056円
上記金額は、下記(ア)の金額に(イ)の金額を加算し(ウ)の金額を減算した後の金額である。

(ア) 申告に係る所得の金額（別表2-2・順号①） △545万9982円
上記金額は、原告が平成21年10月23日に行田税務署長に提出した原告の平成21年8月期の法人税の確定申告書（乙8。以下「平成21年8月期確定申告書」という。）の「所得金額又は欠損金額1」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 所得の金額に加算すべき金額（別表2-2・順号⑤） 3122万2803円
上記金額は、次のaないしcの金額の合計額である。

a 売上金額（別表2-2・順号②） 3119万0464円
上記金額は、別表3-2の「売上金額」欄中の「合計」欄に記載された海外からの送金により本件各口座に入金された金員（本件各金員）の額であり、当該金額は原告の平成21年8月期の収益の額に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額である。

b 受取利息の額（別表2-2・順号③） 1万8813円
上記金額は、別表4-2の「受取利息」欄中の「合計」欄に記載された本件各口座の預

金について発生した利息の額であり、本件各口座の金員は原告に帰属するものであって、当該金額は原告の平成21年8月期の収益の額に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額である。

c 雑収入の額（別表2-2④欄） 1万3526円

上記金額は、平成20年11月課税期間消費税等更正処分及び平成21年5月課税期間消費税等更正処分により、新たに納付すべき消費税額等の増加額154万6000円（別表6-2及び3の各「更正処分等」欄中の「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄に記載された金額の合計額（平成20年11月課税期間については△346万5663円、平成21年5月課税期間については△40万3603円）から同各表「確定申告」欄中の「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄に記載された金額の合計額（平成20年11月課税期間については△385万5676円、平成21年5月課税期間については△155万9603円）を控除した後の金額。なお、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）と、前記aに係る売上金額を原告の平成21年8月期の収益に計上しなかったことによる仮受消費税の額155万9526円（別表3-2の「消費税額等」欄中の「合計」欄参照）との差額であり、当該金額は原告の平成21年8月期の収益の額に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額である。

(ウ) 所得の金額から減算すべき金額（別表2-2・順号⑪） 251万1765円

上記金額は、次のaないしeの金額の合計額である。

a 売上原価の額（別表2-2・順号⑥） 22万8571円

上記金額は、平成20年10月29日にXに振り込んだ24万円（乙9）から、いわゆる仮払消費税等に相当する額を控除した金額であり、原告の平成21年8月期の売上原価の額であると認められるから、原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき金額である。

b 支払手数料の額（別表2-2・順号⑦） 4万4837円

上記金額は、別表3-2の「送金手数料」欄中の「合計」欄に記載された金額である2万7094円及び同表の「為替手数料」欄中の「合計」欄に記載された金額である1万7343円を合計した額に、原告が平成20年10月29日に支払った振込手数料の額（420円）から仮払消費税等に相当する額（20円）を控除した後の額（400円。以上の計算につき乙9参照。）を加算した金額であり、当該金額は原告の平成21年8月期の費用に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき金額である。

c 為替差損の額（別表2-2・順号⑧） 308円

上記金額は、原告が平成20年8月18日に本件外貨普通預金口座に入金された21.93米ドル及び平成21年2月23日に入金された0.57米ドルをそれぞれ入金日の為替レートで邦貨に換算した金額の合計額2446円と、平成21年5月15日に、上記の合計22.5米ドルを本件外貨普通預金口座から本件普通預金口座に振替入金した金額2138円との差額であって、別表5-2の「為替差損益」欄中の「合計」欄に記載された金額であるところ、前記(イ)bに述べたとおり、本件各口座の金員は原告に帰属するものであるから、原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき金額である。

d 雑損失の額（別表２－２・順号⑨） 1万1449円

上記金額は、前記aの売上原価の額に係る消費税等の額1万1429円及び前記bの支払手数料の額に含まれる振込手数料に係る消費税等の額20円を合計した額であり、原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき金額である。

e 損金の額に算入すべき事業税の額（別表２－２・順号⑩） 222万6600円

上記金額は、行田税務署長が平成22年8月27日付けでした平成20年8月期法人税更正処分に伴い原告が納付することとなる事業税の額に相当する金額であり、原告の所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき金額である。

イ 所得の金額に対する法人税の額（別表２－２・順号⑬） 601万5300円

上記金額は、前記アの所得の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に平成23年法律第114号による改正前の法人税法66条及び平成22年法律第6号による改正前の租税特別措置法42条の3の2に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 納付すべき法人税の額（別表２－２・順号⑭） 601万5300円

上記金額は、前記イの金額と同額である。

2 本件各法人税更正処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る所得の金額及び納付すべき法人税の額は、前記1で述べたとおりであるところ、これらの各金額は、本件各法人税更正処分における所得の金額及び納付すべき法人税の額（別表7－1及び2の各「異議決定」欄中の「所得金額」欄及び「納付すべき税額」欄各参照）を上回るから、本件各法人税更正処分はいずれも適法である。

3 本件法人税各賦課決定処分の根拠

前記2のとおり、本件各法人税更正処分はいずれも適法であるところ、本件各法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった法人税の額については、その計算の基礎となった事実について、これを計算の基礎としなかったことに通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

さらに、原告は、課税標準の基礎となるべき事実の一部（本件各金員の存在）を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づき平成20年8月期修正申告書及び平成21年8月期確定申告書を提出していたことから、本件各法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった法人税額については、同法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。

原告に課されるべき重加算税の額は、次のとおりである。

(1) 平成20年8月期 251万3000円

上記金額は、原告が平成20年8月期法人税更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額718万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に、同法68条1項の規定により100分の35を乗じて計算した金額である。

(2) 平成21年8月期 210万3500円

上記金額は、原告が平成21年8月期法人税更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額601万円に、通則法68条1項の規定により100分の35を乗じて計算した金額である。

4 本件法人税各賦課決定処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する本件各法人税更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の額は、前記3のとおりであるところ、これらの金額は、本件法人税各賦課決定処分における重加算税の額といずれも同額である（別表7-1及び2の各「更正処分等」欄中の「重加算税の額」欄各参照）から、本件法人税各賦課決定処分はいずれも適法である。

第2 本件各消費税等更正処分等の根拠及び適法性

1 本件各消費税等更正処分の根拠

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件各課税期間の消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、それぞれ次のとおりである。

(1) 平成20年8月課税期間消費税等更正処分の根拠

ア 課税標準額（別表8-1・順号③） 2732万8000円

上記金額は、下記(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

(ア) 確定申告における課税売上高（別表8-1・順号①） 121万6367円

上記金額は、原告が平成21年9月25日に行田税務署長に対して提出した平成20年8月課税期間の消費税等の修正確定申告書（乙20。以下「平成20年8月課税期間修正申告書」という。）の付表2の「項目」欄中の「課税売上額（税抜き）①」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税売上高に加算すべき課税資産等の譲渡等の対価の額の合計額（別表8-1・順号②）

2611万2184円

上記金額は、前記第1の1(1)ア(イ)aの平成20年8月期において益金の額に算入すべき本件各金員のうち平成20年8月課税期間において本件各口座に送金された金員の額であり、同課税期間の課税資産等の譲渡等の対価の額に加算すべき金額である。

イ 課税標準に対する消費税額（別表8-1・順号④） 109万3120円

上記金額は、前記アの金額2732万8000円に消費税法29条（平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表8-1・順号⑤） 447万1201円

上記金額は、原告の平成20年8月課税期間修正申告書の「控除税額」欄中の「控除対象仕入税額④」欄に記載された金額と同額である。

エ 控除不足還付税額（別表8-1・順号⑥） 337万8081円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を控除した後の額である。

オ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額（別表8-1・順号⑦）

337万8081円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税（譲渡割）の課税標準額とされる消費税額であり、前記エの金額と同額である。

カ 譲渡割額還付額（別表8-1・順号⑧） 84万4520円

上記金額は、前記オの地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額に地方税法72条の83（平成24年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額である。

(2) 平成20年11月課税期間消費税等更正処分の根拠

ア 課税標準額（別表8-2・順号③） 1572万円

上記金額は、下記(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

(ア) 確定申告における課税売上高（別表8-2・順号①） 767万2520円

上記金額は、原告が平成21年1月26日に行田税務署長に対して提出した原告の平成20年11月課税期間の消費税等の確定申告書（乙21。以下「平成20年11月課税期間確定申告書」という。）の付表2の「項目」欄中の「課税売上額（税抜き）①」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に加算すべき課税資産等の譲渡等の対価の額の合計額（別表8-2・順号②） 804万7608円

上記金額は、前記第1の1(2)ア(イ)aの平成21年8月期において益金の額に算入すべき本件各金員の一部を成す金員の額のうち平成20年11月課税期間において本件各口座に送金された金員の額であり、同課税期間の課税資産等の譲渡等の対価の額に加算すべき金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表8-2・順号④） 62万8800円

上記金額は、前記アの金額1572万円に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表8-2・順号⑤） 339万1421円

上記金額は、原告の平成20年11月課税期間確定申告書の「控除税額」欄中の「控除対象仕入税額④」欄に記載された金額と同額である。

エ 控除不足還付税額（別表8-2・順号⑥） 276万2621円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を控除した後の金額である。

オ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額（別表8-2・順号⑦） 276万2621円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税（譲渡割）の課税標準額とされる消費税額であり、前記エの金額と同額である。

カ 譲渡割額還付額（別表8-2・順号⑧） 69万0655円

上記金額は、前記オの地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額に地方税法72条の83の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額である。

(3) 平成21年5月課税期間消費税等更正処分の根拠

ア 課税標準額（別表8-3・順号③） 2376万5000円

上記金額は、下記(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の額である。

(ア) 確定申告における課税売上高（別表8-3・順号①） 62万2838円

上記金額は、原告が平成21年7月28日に行田税務署長に対して提出した原告の平成21年5月課税期間の消費税等の確定申告書（乙22。以下「平成21年5月課税期間確定申告書」という。）の付表2の「項目」欄中の「課税売上額（税抜き）①」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に加算すべき課税資産等の譲渡等の対価の額の合計額（別表8-3・順号②）

2314万2856円

上記金額は、前記第1の1(2)ア(イ)aの平成21年8月期において益金の額に算入すべき本件各金員の一部を成す金員の額のうち平成21年5月課税期間において本件各口座に送金された金額であり、同課税期間の課税資産等の譲渡等の対価の額に加算すべき金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表8-3・順号④） 95万0600円

上記金額は、前記アの金額2376万5000円に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表8-3・順号⑤） 127万2563円

上記金額は、原告の平成21年5月課税期間確定申告書の「控除税額」欄中の「控除対象仕入税額④」欄に記載された金額と同額である。

エ 控除不足還付税額（別表8-3・順号⑥） 32万1963円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を控除した後の金額である。

オ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額（別表8-3・順号⑦） 32万1963円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の各規定により、地方消費税（譲渡割）の課税標準額とされる譲渡割額であり、前記エの金額と同額である。

カ 譲渡割額還付額（別表8-3・順号⑧） 8万0490円

上記金額は、前記オの地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額に地方税法72条の83の規定により税率100分の25の税率を乗じて算出した金額である。

2 本件各消費税等更正処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件各消費税等更正処分に係る本件各課税期間における還付されるべき消費税額及び譲渡割額は、前記1のとおりであるところ、これらの各金額は、本件各消費税等更正処分の還付されるべき消費税額及び譲渡割額（地方消費税額）（別表6-1ないし3の各「更正処分等」欄中の「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄各参照）よりもいずれも少額であるから、本件各消費税等更正処分はいずれも適法である。

3 本件消費税等各賦課決定処分の根拠

前記2のとおり、本件各消費税等更正処分はいずれも適法であるところ、本件各消費税等更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額については、その計算の基礎となった事実について、これを計算の基礎としなかったことに通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

さらに、原告は、課税標準の基礎となるべき事実の一部（本件各金員の存在）を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づき平成20年8月課税期間修正申告書、平成20年11月課税期間確定申告書及び平成21年5月課税期間確定申告書を提出していたことから、本件各消費税等更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額については、同法68条1項及び地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき、過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。

原告に課されるべき重加算税の額は、次のとおりである。

(1) 平成20年8月課税期間 45万5000円

上記金額は、原告が平成20年8月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額130万円（ただし、通則法118条3項及び地方税法付則9条の9第3項

の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成20年11月課税期間 13万6500円

上記金額は、原告が平成20年11月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額39万円に、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(3) 平成21年5月課税期間 40万2500円

上記金額は、原告が平成21年5月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の合計額115万円に、100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

4 本件消費税等各賦課決定処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する本件各消費税等更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の額は、前記3のとおりであるところ、これらの金額は、本件消費税等各賦課決定処分における重加算税の額(別表6-1ないし3の各「更正処分等」欄中の「重加算税の額」欄各参照)といずれも同額であるから、本件消費税等各賦課決定処分は適法である。

第3 本件告知処分の根拠及び適法性

1 本件告知処分の根拠

(1) 本件各口座に入金された金員は原告に帰属するものであると認められるところ、本件普通預金口座から平成21年3月19日に引き出された1400万円及び同年4月24日に引き出された5500万0420円(いずれも乙9)は、いずれも原告代表者らが共有する本件不動産の購入代金又はそれを丙名義の預金口座に送金するための手数料に充てられている。よって、これらの金員は、原告代表者らに対する経済的利益の供与、すなわち、所得税法28条1項に規定する給与等に該当するものと認めるのが相当である。ただし、前提事実(2)に述べたとおり、同日に、本件普通預金口座に845万円が預け入れられた後に上記の5500万円が丙名義の預金口座に送金された(そして、その際、手数料として420円がE銀行に支払われた。)という経緯であるところ、当該845万円については、原告に帰属する金員であるとは直ちには認め難いから、原告が原告代表者らに対して支払をした給与等の額は、上記の1400万円及び5500万0420円を合計した金額から上記の845万円を控除した後の6055万0420円であると認めるのが相当である。そして、これは、あらかじめ定められた支給基準に基づいて規則的に反復又は継続して支払われたものではないことからすれば、原告が原告代表者らに対して賞与を支払ったものと認めるのが相当である。

なお、本件不動産の持分は、原告代表者が100分の63、原告代表者妻が100分の37である(甲1の1・2)ことから、原告代表者及び原告代表者妻に対する各賞与の額(以下、総称するときは「本件賞与額」という。)は、上記の本件不動産に係る持分の割合に応じて計算するのが相当であるところ、その詳細は別表9の「支払金額」欄に記載された各金額のとおりである。

(2) したがって、原告は、原告代表者らに対する賞与の支払の際、同賞与について平成22年法律第6号による改正前の所得税法186条2項の規定に基づき計算した額の源泉所得税を徴収し、同法183条1項に基づきその徴収の日の属する月の翌月10日までにこれを国に納付しなければならない。

なお、本件賞与額に係る納付すべき源泉所得税の額は、別表9の「源泉所得税の額」欄に記載された各金額のとおりである。

2 本件告知処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件期間分の納付すべき源泉所得税の額は、別表9の「源泉所得税の額」欄に記載された各金額であるところ、これらの金額は、いずれも本件告知処分に係る源泉所得税の額と同額であるから、本件告知処分は適法である。

3 本件源泉所得税各賦課決定処分の根拠

前記2のとおり、本件告知処分は適法であるところ、原告が納付すべき源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことに、通則法67条1項ただし書に規定する「正当な理由」があったとは認められない。

さらに、原告は、源泉所得税の計算の基礎となるべき事実の一部（本件各金員の存在）を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づき本件賞与額に係る源泉所得税額を納付していないことから、通則法68条3項の規定に基づき、不納付加算税に代えて重加算税が課されることとなる。

なお、法人税及び源泉所得税について重加算税が賦課される場合の取扱いについては、「源泉所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」（平成12年7月3日付け課法7-8課所4-18課科3-16査察1-32国税庁長官通達）によれば、法人税について重加算税が賦課される場合において、法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されない役員又は使用人の賞与、報酬、給与若しくは退職給与と認められるもの又は配当等として支出したと認められるもの（以下「認定賞与等」という。）の金額が当該重加算税の計算の基礎とされているときは、原則として、当該基礎とされている認定賞与等の金額のうち当該重加算税の対象とされる所得の金額に達するまでの認定賞与等の金額については、源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の対象として取り扱わないものとされており、当該金額については、重加算税ではなく不納付加算税が賦課されることになる。

したがって、原告に課されるべき重加算税及び不納付加算税の額は、それぞれ次のとおりである。

(1) 重加算税の額 139万6500円

上記金額は、原告が本件告知処分により新たに納付すべきこととなった源泉所得税の額1419万7980円のうち、前記1に述べた本件賞与額6055万0420円から本件各法人税更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の対象となる本件各事業年度の所得の金額を合計した額である4932万0481円を超える1122万9939円を重加算税の計算の基礎となるべき税額として計算された399万円（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 不納付加算税の額 102万円

上記金額は、原告が本件告知処分により新たに納付すべきこととなった源泉所得税額1419万7980円のうち、不納付加算税の計算の基礎となるべき税額1020万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

4 本件源泉所得税各賦課決定処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する本件告知処分に伴って賦課されるべき重加算税の額（139万6500円）及び不納付加算税の額（102万円）の合計額は、241万6500円であるところ、これらの金額は、本件源泉所得税各賦課決定処分における重加算税の額及び不納付加算税の額（別表10の「納税告知処分等」欄中の「重加算税の額」欄及び「不納付加算税の額」欄各参照）をいずれも上回るから、本件源泉所得税各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

別表 1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1、5-2、8-1、
8-2、8-3及び9 省略

別表 6 - 1

本件各消費税等更正処分の経緯（平成 20 年 8 月課税期間）

（単位：円）

区分	年月日	課税標準額	仕入税額控除 の額	納付すべき 消費税額	納付すべき 地方消費税額	過少申告 加算税の額	重加算税の 額
確定申告	平成20年10月22日	235,000	4,520,725	△4,511,325	△1,127,831		
修正申告等	平成21年9月25日	1,216,000	4,471,201	△4,422,561	△1,105,640	6,000	14,000
更正処分等	平成22年8月27日	27,310,000	4,471,690	△3,379,290	△844,822		455,000
異議申立て	平成22年10月24日	1,216,000	4,471,201	△4,422,561	△1,105,640	6,000	14,000
異議決定	平成22年12月22日	棄却					
審査請求	平成23年1月25日	1,216,000	4,471,201	△4,422,561	△1,105,640	6,000	14,000
審査裁決	平成23年11月9日	棄却					

別表 6 - 2

本件各消費税等更正処分の経緯（平成 20 年 11 月課税期間）

（単位：円）

区分	年月日	課税標準額	仕入税額控除 の額	納付すべき 消費税額	納付すべき 地方消費税額	過少申告 加算税の額	重加算税の 額
確定申告	平成21年1月26日	7,672,000	3,391,421	△3,084,541	△771,135		
更正処分等	平成22年8月27日	15,706,000	3,400,771	△2,772,531	△693,132		136,500
異議申立て	平成22年10月24日	7,672,000	3,391,421	△3,084,541	△771,135		
異議決定	平成22年12月22日	棄却					
審査請求	平成23年1月25日	7,672,000	3,391,421	△3,084,541	△771,135		
審査裁決	平成23年11月9日	棄却					

別表 6 - 3

本件各消費税等更正処分の経緯（平成 21 年 5 月課税期間）

（単位：円）

区分	年月日	課税標準額	仕入税額控除 の額	納付すべき 消費税額	納付すべき 地方消費税額	過少申告 加算税の額	重加算税の 額
確定申告	平成21年7月29日	622,000	1,272,563	△1,247,683	△311,920		
更正処分等	平成22年8月27日	23,742,000	1,272,563	△322,883	△80,720		402,500
異議申立て	平成22年10月24日	622,000	1,272,563	△1,247,683	△311,920		
異議決定	平成22年12月22日	棄却					
審査請求	平成23年1月25日	622,000	1,272,563	△1,247,683	△311,920		
審査裁決	平成23年11月9日	棄却					

（注）「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

本件各法人税更正処分の経緯（平成 20 年 8 月期）

（単位：円）

区分	年月日	所得金額	納付すべき 税額	繰越欠損金の 当期控除額	翌期へ繰り越す べき欠損金額	重加算税の額
確 定 申 告	平成20年10月22日	0	0	2,950,151	1,207,689	
修 正 申 告 等	平成21年9月25日	0	0	3,885,851	271,989	0
更 正 処 分 等	平成22年8月27日	26,069,424	7,180,700	4,157,840	0	2,513,000
異 議 申 立 て	平成22年10月24日	0	0	3,885,851	271,989	0
異 議 決 定	平成22年12月22日	26,067,924	7,180,100	4,157,840	0	棄却
審 査 請 求	平成23年1月25日	0	0	3,885,851	271,989	0
審 査 裁 決	平成23年11月9日	棄却				

本件各法人税更正処分の経緯（平成 21 年 8 月期）

（単位：円）

区分	年月日	所得金額	納付すべき 税額	繰越欠損金の 当期控除額	翌期へ繰り越す べき欠損金額	重加算税の額
確 定 申 告	平成21年10月23日	△5,459,982	0		5,731,971	
更 正 処 分 等	平成22年8月27日	23,251,056	6,015,300			2,103,500
異 議 申 立 て	平成22年10月24日	△5,459,982	0		5,731,971	
異 議 決 定	平成22年12月22日	23,237,856	6,011,100			棄却
審 査 請 求	平成23年1月25日	△5,459,982	0		5,731,971	
審 査 裁 決	平成23年11月9日	棄却				

（注）「所得金額」欄の「△」印は、欠損金額を示す。

本件告知処分の経緯

(単位：円)

		年月日	源泉所得税の額	不納付加算税の額	重加算税の額
平成21年1月から6月までの期間	納税告知処分等	平成22年8月27日	17,279,832	1,510,000	759,500
	異議申立て	平成22年10月24日	全部取消し		
	異議決定	平成22年12月22日	14,197,980	棄却	
	審査請求	平成23年1月25日	全部取消し		
	審査裁決	平成23年11月9日	棄却		